三条市海外販路開拓支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、中小企業者が実施する海外市場における自社製品又は自社技術の新規販路開拓を促進することを目的として、海外向け新規販路開拓事業に要する経費に関し、予算の範囲内において三条市海外販路開拓支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三条市補助金等交付規則（平成 17 年三条市規則第 41 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

(2) 自社製品　中小企業者が企画、開発又は製造をし、自らのブランド名で市場に提供する製品をいう。

(3) 自社技術　中小企業者が自己で保有する要素技術をいう。

(4) 要素技術　製品の企画、開発又は製造をするための個々の基本的な技術であって、それらを組み合わせることによって製品の機能が実現されるものをいう。

(5) 専門家等　海外市場における製品又は技術の新規販路開拓に関する知見を有している者、機関等として市長が認めるものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する中小企業者とする。

(1) 市内に事業所を有していること。

(2) 市長が別に定める期間にわたって、海外で自社製品又は自社技術による継続した売上を計上していないこと。

(3) 納期限の到来した市税を完納していること。

（補助対象事業）

第４条　補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、専門家等の指導により行う次に掲げる事業であって、市長が定める日までにその実施を完了するものとする。

(1) 海外市場調査　現地に渡航し、実施する海外市場調査

(2) 海外見本市出展　自社製品又は自社技術の販路開拓に関して、不特定多数のバイヤーとの商談が見込める海外の見本市、展示会等への出展（オンラインにより実施するものを除く。）

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対

象事業に要する市場調査等に係る専門家に対する謝金、海外渡航費、海外宿泊費、会場借上費、展示装飾・設営費、広告宣伝費、通訳・翻訳費、通信運搬費、委託費その他海外向けの新規販路開拓に必要な経費であって市長が適当と認めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 前項の経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額

(2) この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける経費

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１に相当する額とし、１年度につき 75 万円を上限とする。この場合において、算定した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、三条市海外販路開拓支援補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）

(2) 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。）

(3) 出展予定の海外の見本市、展示会等のパンフレット

(4) 補助対象経費に係る見積書及び明細書の写し

(5) 市長が別に定める期間の帳簿の写し（海外における売上の有無が確認できるもの）

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することを決定した場合にあっては三条市海外販路開拓支援補助金交付決定通知書（様式第２号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては三条市海外販路開拓支援補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、三条市海外販路開拓支援補助金変更等申請書（様式第４号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 10 条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、三条市海外販路開拓支援補助金実績報告書（様式第５号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出し

なければならない。

(1) 補助対象事業の実績、成果等を取りまとめた資料等

(2) 補助対象事業に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 11 条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、三条市海外販路開拓支援補助金確定通知書（様式第６号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 12 条　市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年６月 10 日から施行する。